

ID: 152

担当部署: 地域整備課

処分の概要	権利譲渡の承認		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例 第12条第1項		
例規番号	昭和49年条例第11号		
【基準】 第12条の規定による。 (権利の譲渡) 第12条 第4条の許可に基づく権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日